

厚生委員会陳情説明資料

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

件	名	頁
---	---	---

1	受理番号 1 1	
---	----------	--

	1, 0 0 0 名以上の死亡被害を出している新型コロナワクチンの潜在的な被害救済のため、足立区民の死亡者の接種歴データと死亡届データを照合したデータ公開を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
--	---	---

(衛 生 部)

件 名	受理番号 1 1 1, 0 0 0 名以上の死亡被害を出している新型コロナワクチンの潜在的な被害救済のため、足立区民の死亡者の接種歴データと死亡届データを照合したデータ公開を求める陳情										
所管部課名	衛生部保健予防課、衛生管理課										
陳情の要旨	潜在的な被害者の救済を進めるため、2 0 2 1 年 2 月以降の足立区民の死亡者の新型コロナワクチン接種歴データと死亡届データを照合し、そのデータ公開を求める。										
陳情者等	請願文書表のとおり										
内容及び経過	1 新型コロナウイルスワクチン接種経過及び現状 (1) これまでの経緯 令和3年 5月 区において高齢者向け初回接種（1, 2回目）を開始 令和4年 1月 3回目追加接種を開始 令和4年 5月 4回目追加接種を開始（主に高齢者が対象） 令和4年 9月 令和4年秋開始接種を開始 令和5年 5月 令和5年春開始接種を開始（主に高齢者が対象） 令和5年 9月 令和5年秋開始接種を開始 令和6年 3月 特例臨時接種が終了 令和6年10月 定期接種を開始 (2) 接種状況 延べ接種回数 2, 0 0 9, 0 5 4 回（令和7年10月10日時点） <table><tr><td>接種年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td></tr><tr><td>接種数</td><td>1,052,127 回</td><td>619,864 回</td><td>270,273 回</td><td>66,790 回</td></tr></table> 2 予防接種健康被害救済制度の状況 予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるもの、もしくはその可能性が否定できないと厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく給付（医療費等の給付）が行われる。 (1) 国の死亡一時金または葬祭料に係る進達受理件数：1, 8 4 0 件 認定件数 ： 1, 0 4 2 件 否認件数 ： 6 6 5 件 保留件数 ： 3 件 （令和7年10月6日 厚生労働省 疾病・障害認定審査会 感染症・予防接種分科会資料より）	接種年度	3年度	4年度	5年度	6年度	接種数	1,052,127 回	619,864 回	270,273 回	66,790 回
接種年度	3年度	4年度	5年度	6年度							
接種数	1,052,127 回	619,864 回	270,273 回	66,790 回							

(参考) 予防接種健康被害救済制度の審査について

審査会での認定にあたっては、個々の事例毎に、「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象」との考え方にに基づき審査している。

(2) 区における死亡に係る予防接種健康被害申請状況

ア 遺族からの死亡一時金申請件数 8 件

イ 認否の状況 認定 2 件

否認 5 件

審査中 1 件

ウ 認定の理由

(ア) 基礎疾患及び既往症である高血圧症が原因となった可能性があるが、接種後の経過を考慮すると、当該予防接種も原因となった可能性が否定できない。(疾病名：脳血管障害の疑い)

(イ) 現在の医学的見地によれば、当該予防接種が死因となった可能性が否定できない。(疾病名：心筋梗塞)

3 予防接種後副反応疑い報告について

予防接種法 12 条により、医師は定期の予防接種等を受けた方が、それが原因によるものと疑われる症状を呈していることを知ったときは、報告をしなければならないと定められている。

区では、予防接種実施医療機関と契約をする際の仕様書や、毎年医師会を通して医療機関へ送付している通知文に記載し、医師会等へ副反応報告書の提出が必要であることの周知を行っている。

4 接種歴データと死亡届データの照合における課題

(1) 適切な比較対象群の設定

ワクチン接種の副反応による死亡リスクを正確に評価するためには、「同じ時期に同じような健康状態のワクチン未接種者がどれだけ死亡したか」、例えば男女別、年齢別、基礎疾患の有無、服薬状況など同じ条件で比較する必要がある。死亡届のデータだけでは、このような比較対象群を正確に設定することはできない。

(2) 死因分類の不正確さ

死亡リスクの正確な評価には、「ワクチンが原因と推定される特定の死因」(例：心筋炎、血栓症など)と「ワクチンとは無関係と考えられる死因」を分類する必要がある。死亡届のデータだけではこの分類は不正確になる。死因の詳細は、カルテ、病理検査などの詳細な医学的情報からでなければ特定できない。また、死亡届上の死因分類は、事業概要

において「主要死因分類（性別・年齢別）」を公表するための速報値であり、死亡診断書の1番目に書かれた死亡原因だけでは統計上有効ではない。

（3）他の要因の影響

死亡者の年齢、基礎疾患、生活習慣など、死亡リスクを高める他の要因が、死亡にどの程度影響したかを考慮することができない。詳細な情報と合わせて照合することで、死亡がワクチンの影響によるものか、それ以外の要因によるものかが検証できるようになるものである。詳細な情報なしに、因果関係の特定には至らない。

特に高齢者は、ワクチン接種の有無にかかわらず、様々な原因で死亡するリスクが日常的に高いため、時間的な間隔が偶発的な一致である可能性を排除できない。

（4）ワクチンの長期的な影響や後遺症

接種日と死亡日の照合は短期間のデータが中心となり、接種から数ヶ月、数年といった長期的な期間を経た後の健康影響や死亡リスクの増減を、正確に評価することができない。

5 人口動態調査による死因分類

（1）人口動態調査とは、厚生労働省が毎年実施する出生、死亡、死産、婚姻、離婚の実態を明らかにする、統計法で定める期間統計調査である。

なお、死亡の原因は医師が診断し、死亡届の死亡診断書（死体検案書）に記載し、不審死の場合は東京都監察医務院で死因を特定している。

ア 死亡届の死亡診断書（死体検案書）をもとに、「国が定めた疾病、傷害及び死因の統計分類」により「予防接種に続発する」と判断され、死亡届の死亡診断書（死体検案書）に新型コロナワクチン接種とあるもの

年	4年	5年	6年
死亡者数	0人	2人	0人
年代内訳	—	80代 1人 90代 1人	—

イ 死亡届の死亡診断書（死体検案書）において、表中の死亡の原因欄に「直接の死因には関係していないが、直接の傷病等の経過に影響を及ぼした傷病名等」がコロナワクチン接種と記入されているもの

年	4年	5年	6年
死亡者数（死因）	2人（老衰）	1人（老衰）	0人
年代内訳	80代 2人	90代 1人	—

6 区の方針

- （1）国では、予防接種実施状況や副反応疑い報告等の情報を匿名化した予防接種データベースの構築について、令和8年度中の運用開始を目指し検討を進めている。予防接種データベースは、NDB：National Data Base（全国からのレセプト情報・特定健診等データベース）等と連結して解析が可能となる予定である。予防接種の有効性や安全性に関する調査研究を行うには、分析結果の信頼性を担保するため、こうしたデータベースを活用すべきと考える。
- （2）予防接種健康被害申請及び死因分類の状況を把握しているため、区としては、現在のところ新たな調査を実施する予定はない。